

## ■第324回食品安全委員会会合

日時：平成22年3月18日（木）14：00～15：00

場所：食品安全委員会 大会議室

傍聴者数：13名

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について  
○添加物 1品目

### 1) ピペリジン

・厚生労働省から説明。

・添加物専門調査会で審議することとなった。

\*ホップ油、コーヒー、大麦、にしんの塩蔵品等の加工品、麦芽、チーズ等の食品に含まれている成分です。欧米では、焼菓子、グレービーソース類、ソフト・キャンディー類、アルコール飲料、清涼飲料、冷凍乳製品類など様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

（2）添加物専門調査会における審議結果について

### 1) 「1-ペンテン-3-オール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員である長尾委員及び事務局から説明。

・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\*緑茶、後発酵茶、紅茶、グアバ、ほうじ茶、あんず等の食品中に存在する成分です。欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、アルコール飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

### 2) 「3-メチル-2-ブテノール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員である長尾委員及び事務局から説明。

・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\*ホップ油、コーヒー、ラズベリー等のきいちご類、アセロラ、ライチー、はちみつ等の食品中に存在する成分です。欧米において、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、ゼラチン・プリン類、ジャム・ゼリー等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（3）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

### 1) 「ホスホマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員である見上委員及び事務局から説明。

・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\*抗菌剤で、牛のパスツレラ性肺炎などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

2) 「ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミンS（静注用））の再審査」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員である見上委員及び事務局から説明。

・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\*抗菌剤で、牛のパスツレラ性肺炎などの治療に用いられています。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 添加物「フェネチルアミン」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*チーズ、魚の加工品、ワイン、キャベツ、ココア、ビール等の食品中に存在する成分です。欧米では焼菓子、ゼラチン・プリン類、肉製品、ソフト・キャンディー類、冷凍乳製品類、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2) 農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について

・「シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*殺菌剤で、ぶどう、ばれいしょ等に使用します。はくさい及びキャベツへの適用拡大申請並びににんじん及びパパイアへのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)の設定要請がされています。

3) 農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

・「ピリダリルのADIを0.028mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*殺虫剤で、ばれいしょ、レタス等に使用し、さやいんげん等への適用拡大申請がされています。

4) 動物用医薬品「レバミゾール」に係る食品健康影響評価について

・「レバミゾールのADIを0.006mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*寄生虫駆除剤で、牛肺虫、豚回虫、鶏回虫の駆除などに用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

5) 遺伝子組換え食品等「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1（飼料）」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないものと判断される。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

\*オレイン酸の含有量を高めたダイズです。食品としての安全性評価は終了しており、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されています。

6) 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断される。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*安全性評価が終了しているトウモロコシ3品種を交配によって掛け合わせた品種です。

(5) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

・「トランス脂肪酸」及び「アルミニウム」が自ら評価案件として決定され、「アルミニウム」に関しては、まずは必要なデータ集めを行うこととし、「トランス脂肪酸」に関しては、新開発食品専門調査会において調査審議を行うこととなった。調査審議にあたっては、今回寄せられた「評価を実施する際の手法や考慮すべき点」についての御意見・情報を参考にしつつ、計画的に調査審議を進めるとともに、事務局から企画及び新開発食品専門調査会に報告するよう、委員長の指示があった。